

多くのシルバー人材センターの皆様のご加入で安定的な制度を目指します！！
公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会会員の皆様へ

シルバー人材センター 全国団体傷害保険制度の ご案内

(傷害保険普通保険約款＋シルバー人材センター団体傷害保険特約)

① 全国制度のため、
個別センター単位での
事故発生が保険引受に
与える影響が
小さくなります

② 全国の代理店で
加入できます
(あいおいニッセイ同和損保、
または東京海上日動と
委託契約のある代理店に
限ります)

③ 保険期間終了後の
確定精算も不要

④ 熱中症も補償の
対象となります
(熱中症危険担保特約付きプラン)

保険期間

2021年4月1日午後4時～
2022年4月1日午後4時まで ※中途加入も可能です。

制度幹事代理店(お問い合わせ先)：株式会社 全福サービス

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-4-8
NCO 神田須田町 5F

TEL 03-3252-2012
FAX 03-3258-8878

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

担当課：公務部 営業第一課 TEL 03-6734-9611

東京海上日動火災保険株式会社

担当課：公務第一部 公務第二課 TEL 03-3515-4124

(2021年1月承認) 20-T05017

(2021年1月承認) A20-104057

シルバー人材センター全国団体傷害保険制度（以下「本制度」といいます。）は、シルバー人材センター団体傷害保険の引受及び保険料の安定化等を目的に、全国制度として運営されるものです。

本制度の大きな特徴としては、加入者であるシルバー人材センター（以下「センター」といいます。）全体での保険金請求実績等で制度維持や募集プランの見直しを行うため、個別センター単位での引受条件の制限を判断されることはありません。

より多くのセンターにご加入いただくことで、長期的に安定的な保険引受を目指す制度です。

1. 「シルバー人材センター団体傷害保険」とは

シルバー人材センター等の正会員全員を被保険者とし、以下の場合を補償します（仕事場所、会場、活動場所と住居の往復中、仕事場所間の移動中を含みます。請負業務、派遣業務ともに対象となります。）。

- (1) シルバー人材センター等の提供した仕事に従事中（被保険者の住居での仕事に従事する場合を除きます。）
- (2) シルバー人材センター等が主催するまたは指定する講習会、理事会、各種運営会議への出席中
- (3) シルバー人材センター等が主催するボランティア活動に参加中

2. 本制度の概要、特徴

- ① 本制度に加入できるのは、「(公社) 全国シルバー人材センター事業協会の正会員であるシルバー人材センター」に限られます。
- ② 保険金額、保険料、熱中症危険担保特約付帯の別に、18 のプランの中から選択できる仕組みを採用しています。年度ごとにプランを変更することも可能です。
- ③ 「精算に関する特約」が付帯され、保険期間終了後の保険料の確定精算が不要となります（加入年度の年度末における会員数の確定値による精算行為などの事務手続は不要です。）。
- ④ 「熱中症危険担保特約」が付帯されたプランでは、シルバー人材センター等の提供した仕事に従事中の熱中症も補償の対象となります。
- ⑤ 保険会社主催の各種セミナー等、事故防止に向けたサービスを受けられる予定です。
- ⑥ 全国制度のため、個別センターでの事故発生が保険引受に与える影響が小さくなります。

3. 加入プラン

本制度では、引受保険会社、補償内容の別に、18 のプランを設定しています。保険会社別の加入プランの内容は、次のページをご覧ください。

- ・ あいおいニッセイ同和損保プラン ……P.4
- ・ 東京海上日動プラン ……P.5

4. ご加入の際の注意事項

- このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書又は重要事項のご説明」をお読みください。ご不明な点等がある場合には、引受保険会社又は制度幹事代理店、募集代理店までご連絡ください。
- 本制度における全体の損害率（保険金支払等）が長期間にわたり悪化し、制度の維持が難しくなった場合には、プラン内容（補償内容）等が見直される場合があります。あらかじめご了承ください。
- その他、商品内容、制度内容、ご契約手続きの詳細につきましては、制度幹事代理店又は募集代理店にご照会ください。

- **あいおいニッセイ同和損保プラン「重要事項のご説明」・・・P.6**
- **東京海上日動プラン「重要事項説明書」・・・P.14**

5. 事故が発生した時

事故が発生した場合には、30日以内にご契約の募集代理店または保険会社までご連絡ください。ご連絡後は募集代理店、または保険会社が窓口となって保険金請求等のお手続きを行います。

あいおいニッセイ同和損保プランにご加入の場合

- 連絡先 あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター
0120-985-024（無料） または 募集代理店
- 受付時間 24時間 365日
- おかけ間違いにご注意ください。
- IP電話からは0276-90-8852（有料）におかけください。

東京海上日動プランにご加入の場合

- 連絡先 東京海上日動安心110番
（事故受付センター）
0120-720-110 または 募集代理店

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）



0570-022808 〈通話料有料〉

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

6. あいおいニッセイ同和損保プラン(プラン番号:A1~A12)

(1) 保険金額と保険料

保険金額別に 12 のプランを用意しています。(保険期間：1 年間)

下記以外の条件でのご加入を希望の場合は、制度幹事代理店または募集代理店までご連絡ください。

保険金額（募集プラン）	あいおいニッセイ同和損保	
プラン番号	A1	A2
死亡保険金額	900 万円	300 万円
後遺障害保険金額	36 万円～ 900 万円	12 万円～ 300 万円
入院保険金日額	3,000 円	5,000 円
手術保険金額(*1)	15,000 円または 30,000 円	25,000 円または 50,000 円
通院保険金日額	2,000 円	2,000 円
熱中症危険担保特約(*2)	-	-
年間保険料（一人あたり）	2,220 円	1,500 円

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の 10 倍（入院中の手術）または 5 倍（入院中以外の手術）となります。
傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*2 別途、熱中症危険補償を含むプランをご用意しておりますので、ご加入を希望の場合は、制度幹事代理店または募集代理店までご連絡ください。

(2) 加入時の保険料算出について

①保険料の算出基礎となる「センター正会員数」について

把握可能な最近の会計年度または直近の既往 1 か年（12 か月間）の
1 か月あたりの平均センター正会員数

②保険料計算方法

「センター正会員数」×「プラン毎年間保険料（1 人あたり）」＝保険料

※精算に関する特約が付帯されることにより、確定精算は不要となります。

(3) 加入手続き、保険料払込方法など

保険契約者	(公社) 全国シルバー人材センター事業協会
募集代理店	あいおいニッセイ同和損保と代理店委託のある全ての代理店
募集締切日	2021 年 3 月 19 日（金）までに加入依頼書を募集代理店に提出してください。
保険料払込方法	①制度幹事代理店の金融機関口座にお振込みください。 三井住友銀行 神田支店 普通預金 3152654 株式会社全福サービス ②口座振替
加入の流れ	「加入依頼書」、「保険料の確定精算省略に関する同意書兼申告書」を 3 月 19 日（金）までに募集代理店に提出 ①3 月 19 日（金）までに上記制度幹事代理店の口座へ保険料を振込む ②3 月 19 日（金）までに口座振替依頼書を募集代理店へ提出

7. 東京海上日動プラン(プラン番号:T1・TN1・T2・TN2・T3・TN3)

(1) 保険金額と保険料

保険金額別に 6 つのプランを用意しています。(保険期間：1 年間)

下記以外の条件ではご加入いただけませんのでご了承ください。

保険金額 (募集プラン)	東京海上日動					
プラン番号	T1	TN1	T2	TN2	T3	TN3
死亡保険金額	600 万円		500 万円		500 万円	
後遺障害保険金額	24 万円～600 万円		20 万円～500 万円		20 万円～500 万円	
入院保険金日額	5,000 円		4,500 円		3,000 円	
手術保険金額(*1)	25,000 円または 50,000 円		22,500 円または 45,000 円		15,000 円または 30,000 円	
通院保険金日額	3,000 円		3,000 円		2,000 円	
熱中症危険担保特約(*2)	無し	有り	無し	有り	無し	有り
年間保険料 (一人あたり)	2,130 円	2,270 円	1,890 円	2,010 円	1,540 円	1,640 円

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の 10 倍（入院中の手術）または 5 倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*2 「熱中症危険担保特約」が付帯されたプランにご加入の場合、保険期間中に被保険者であるセンターの正会員がシルバー人材センター等の提供した仕事に従事する「急激かつ外来による日射または熱射によってその身体に障害を被った場合には、普通保険約款に規定する死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金」が支払われます。

(2) 加入時の保険料算出について

① 保険料の算出基礎となる「センター正会員数」について

初年度契約：公表資料または客観的資料等で確認できる直近 1 年間の各月の平均センター正会員数

2 年目以降契約：保険始期日の 3 か月前から遡って過去 9 か月分の通知に基づき計算した平均被保険者数

3 年目以降契約：保険始期日の 3 か月前から遡って過去 1 年間の通知に基づき計算した平均被保険者数

② 保険料計算方法

「センター正会員数」×「プラン毎年間保険料（1 人あたり）」＝保険料

※精算に関する特約が付帯されることにより、確定精算は不要となります。

(3) 加入手続き、保険料払込方法など

保険契約者	各シルバー人材センター
募集代理店	東京海上日動と代理店委託のある全ての代理店
募集締切日	① 2021 年 3 月 19 日（金）までに加入依頼書を募集代理店に提出してください。 ② 2021 年 4 月 1 日午後 4 時まで、以下の手続きを完了してください。
保険料払込方法	募集代理店との間で取り決めた保険料の支払方法（請求書払、口座振替、直接集金など）
加入の流れ	①「加入依頼書」を募集代理店に提出（募集代理店（保険会社）で「契約申込書」を作成） ②「契約申込書」にご捺印いただき、募集代理店に提出 ③募集代理店との間で取り決めた保険料の支払い方法に基づいて保険料をお支払い

重要事項のご説明

**あいおいニッセイ
同和損害保険株式会社**

【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

- この書面は、傷害保険（レクリエーション・施設入場者等団体契約用）に関する重要な事項を説明しております。契約される前に必ずお読みいただき、保険申込書の質問事項にご回答のうえ、記載内容に誤りがないことを確認し、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、普通保険約款・特約集をご確認ください。
- 会員用シートベルト傷害保険については、この書面にて説明しておりません。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

▶被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

▼この書面における主な用語についてご説明します。

危険	傷害の発生の可能性をいいます。	被保険者	補償の対象となる方をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。	普通保険約款	保険契約内容について、原則的な事項を定めたものです。
特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合、その補充・変更の内容を定めたものです。	保険期間	保険のご契約期間をいいます。
		保険金額	保険のご契約金額をいいます。

I. 契約概要のご説明

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を、この「契約概要のご説明」に記載しています。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

商品の仕組み

- (1) この傷害保険は、保険期間中に被保険者が下記（2）に掲げる活動中もしくは管理下中において、さまざまな急激かつ偶然な外来の事故によって傷害（「ケガ」といいます）を被った場合に保険金をお支払いする保険です。
- (2) ご希望の被保険者の範囲や保険金をお支払いする事故の種類に合わせて、商品をご選択ください。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

契約方式	商品名	被保険者の範囲	保険金をお支払いする事故の種類
商品付帯契約以外	シルバー人材センター団体傷害保険契約	シルバー人材センター等ごとに登録された正会員全員	センター等から提供を受けた仕事に従事中またはセンター等が主催、指定する講習会、総会、ボランティア活動等に参加中の事故 ^(注)

(注)いずれも指定場所への往復途上を含みます。

補償の内容等

(1) 保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合

主なものを記載しています。また、ご選択いただいた商品やセットされる特約により「保険金をお支払いする場合」「お支払いする保険金の額」「保険金をお支払いできない主な場合」が異なることがありますのでご注意ください。なお、死亡保険金は死亡された被保険者の死亡保険金受取人に、それ以外の保険金はケガを被った被保険者にお支払いします。詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

※1 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガの程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

※2 「保険金をお支払いする場合」において、治療とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 ※保険期間中に、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合、死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	①次のいずれかによるケガについては保険金をお支払いできません。 ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ・被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故

後遺障害 保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	死亡・後遺障害 保険金額 × 約款所定の 保険金支払割合 (4%～100%) ※保険期間を通じ、合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第 65 条第 1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ・被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ・被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動（※1） ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波（※2）など ②次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ・むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの（※3） ・細菌性食中毒、ウイルス性食中毒（※4）など ③次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ・被保険者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 （※1）テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 （※2）「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 （※3）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 （※4）一部の商品では、「細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。
入院 保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に入院された場合	入院保険金日額 × 入院日数 ※事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の入院を対象とし、1 事故につき、180 日が限度となります。	
手術 保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に手術を受けた場合（注1）	①入院中に受けた手術 入院保険金日額 × 10 ②上記①以外の手術 入院保険金日額 × 5 ※1 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※2 1 事故につき、1 回の手術に限りです。なお、上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を 1 回受けたものとします。	
通院 保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に通院（往診を含みます）された場合（注2）	通院保険金日額 × 通院日数 ※1 事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の通院を対象とし、1 事故につき、90 日が限度となります。 ※2 通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。	

（注1）手術とは、次の診療行為をいいます。

- ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。
・創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術・歯科診療固有の診療行為

- ②先進医療（※1）に該当する診療行為（※2）

（※1）手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。

（※2）治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り（診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます）。

（注2）治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。

（2）保険期間

保険期間は商品内容に合わせて 1 年以内でご設定ください（ご契約内容によっては保険期間 1 年となります）。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。また、お客さまの保険期間については、保険申込書をご確認ください。

（3）引受条件（保険金額等）

保険金額の設定については、以下の点にご注意ください。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

また、お客さまの保険金額については、保険申込書をご確認ください。

- ・保険金額は被保険者の方の年令・収入等に照らして適切な金額となるようお決めいただきます。
- ・入院保険金日額、通院保険金日額はそれぞれ他の補償項目の保険金額との関係で制限があります。

※「交通乗用具搭乗中の傷害危険補償契約」の場合は、定員数の保険金額総額をお決めいただきます。なお、被保険者 1 名に対する保険金額は、設定された保険金額総額を定員数で除した額（※）となります。

（※）ケガを被った被保険者数が定員数より多い場合は、被保険者数で除した額となります。

2 保険料

（1）保険料は、保険金額、保険期間等により決まります。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。また、お客さまの保険料については、保険申込書をご確認ください。

（2）1 保険契約の最低保険料は 1,000 円となります。また、団体割引を適用する場合は、所定の最低保険料が条件となります。包括契約等契約時に暫定保険料を領収する保険契約については、解約、ご契約内容の変更、確定精算時等において、最低保険料を適用いたします。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

※暫定保険料の詳細は II . 注意喚起情報のご説明 8 確定精算をご確認ください。

3 保険料の払込方法等

保険料の払込方法は次のとおりです。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(1) 払込方法

払込方法	概要
一時払	保険料の全額を一括して払い込む方法です。

- ※1 包括契約の場合は、ご契約時に暫定保険料を払い込み、保険期間終了後に確定保険料との差額を精算いただく方法（確定精算）となります。詳細はⅡ. 注意喚起情報のご説明⑧ 確定精算をご確認ください。
- ※2 ご契約内容により、上記以外の払込方法を選択いただけることがあります。

(2) 主なキャッシュレスの払込方法

主なキャッシュレスの払込方法	概要
口座振替 ^(注)	指定口座からの口座振替によって払い込む方法です。

- ※ 上記キャッシュレスによる払込方法は、ご契約内容によりご利用いただけない場合があります。
- (注) ご契約時に指定口座が当社の提携金融機関に設定されており、かつ、ご契約のお申込みおよび口座振替申込書のご提出を所定条件を満たす代理店・扱者において行う場合に、「初回保険料口座振替特約」をセットしてご利用いただけます。

4 満期返れい金・契約者配当金

この傷害保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、代理店・扱者または当社までご連絡ください。なお、解約に際しては、解約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

当社へのご相談・苦情がある場合は

下記にご連絡ください。

カスタマーセンター

0120-721101

- ※受付時間 [平日 AM9:00 ~ PM5:00 (土日祝日および年末年始を除きます)]
- ※携帯電話・PHS からもご利用いただけます。
- ※おかけ間違いにご注意ください。

事故が発生した場合は

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター

0120-985024 (無料)

- 受付時間 24 時間 365 日
- おかけ間違いにご注意ください。
- IP 電話からは 0276-90-8852 (有料) におかけください。

Ⅱ. 注意喚起情報のご説明

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください。いただきたい事項を、この「注意喚起情報のご説明」に記載しています。

1 クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等について）

この傷害保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申込みください。

2 告知義務（ご契約時にお申し出いただく事項）

- (1) 保険契約者または被保険者になる方には、危険に関する重要な事項のうち、当社が保険申込書にて告知を求める※印の項目（告知事項）について、ご契約時に事実を正確にお申し出いただく義務（告知義務）があります。
- (2) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります（右記③に該当した場合は、ご契約を解除させていただくことがあります）。ご契約に際して、今一度お確かめください。

告知事項(保険申込書の※印の項目)

- ①被保険者(定員)数
- ②行事・施設名称等(注1)
- ③同じ被保険者について身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等(注2)の有無

(注1) 行事(レクリエーション)参加者の傷害危険補償契約、施設入場者の傷害危険補償契約、交通乗用具搭乗中の傷害危険補償契約、学校契約団体傷害保険契約、非営利活動(NPO)団体傷害保険契約、スポーツ団体傷害保険契約の場合に告知事項となります。

(注2) タフ・ケガの保険、学生・子ども総合保険、タフ・ケガの保険〔積立タイプ〕等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

3 死亡保険金受取人について

被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となります。また、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合は、必ず被保険者の同意を得てください。なお、同意のないまま契約された場合、この保険契約は無効となります。詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

4 通知義務(ご契約後にご連絡いただく事項)

- (1) 保険契約者は下記に記載する通知事項について、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡いただく義務(通知義務)があります。保険契約者または被保険者の故意や重大な過失により、下記の通知事項について遅滞なくご連絡いただけなかった場合、保険金を削減してお支払いすることがあります。

通知事項
被保険者数

- (2) 保険契約者が住所または連絡先を変更された場合は、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができなくなります。

5 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。

- (1) 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的としてケガまたは事故を発生させた場合
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- (3) 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合
- (4) 複数の保険契約に加入されることで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合など

この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

6 無効、取消し、失効について

下記の事からに該当した場合について、既に払い込みいただいた保険料の取扱いは以下のとおりです。

- (1) 以下のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。①は、既に払い込みいただいた保険料は返還できません。②は、保険料の全額を返還します。
 - ①保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってご契約を締結した場合
 - ②被保険者の法定相続人以外の方を死亡保険金受取人とする場合に、保険契約者以外の方を被保険者とする保険契約について、その被保険者の同意を得なかった場合
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫によってご契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなる場合があります。この場合、既に払い込みいただいた保険料は返還できません。

- (3) 被保険者が死亡^(注)された場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込みいただいた保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(注) 死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡された場合は、傷害保険金部分の保険料は返還できません。

7 保険責任開始期

- (1) 保険責任は、始期日の午後 4 時（保険申込書またはセットされる特約に異なる時刻が記載されているときはその時刻）に始まります。
- (2) 保険料は、保険料の払込みが猶予される場合を除き、ご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込みください。
- 始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生したケガ等に対しては保険金をお支払いできません。

8 確定精算

保険期間中の見込人数や台数等を基に計算した暫定保険料によりご契約いただいた保険契約につきましては、保険期間終了後に、確定保険料との差額をご精算いただく契約方式となっております。なお、一定の条件に合致した場合には「保険料確定特約」をセットすることにより、確定精算を不要とする契約方式をご選択いただくことも可能です。その場合には、下記の事項をご確認いただき、保険料の確定精算省略に関する同意および告知に関する書類をご提出いただきますようお願いいたします。

〈ご注意いただきたい事項〉

- ① 保険期間中に「保険料確定特約」をセットしない方式に変更することはできません。
- ② 保険申込書等ご提出いただく書類のなかで「保険料算出の基礎欄」には、ご契約時に把握可能な最近の会計年度または把握可能な直近 1 か年の人数等をご申告（記入）ください。
- ※ ご申告いただいた人数等を立証できる書類をご提出いただく場合があります。
- ③ 保険期間終了時に人数等が減少・増加した場合でも、返還保険料のお支払いまたは追加保険料の請求はいたしません。
- ④ ご契約時にご申告いただいた申告書（付属書類を含みます）記載の人数等の保険料算出の基礎数値は、お申込み時点で把握可能な最近の会計年度または把握可能な直近 1 か年の数値に相違がないかご確認ください。
- ⑤ 保険料算出の基礎数値が、保険期間中に著しく変更となる見込みがある場合には、この特約はセットできません。
- ⑥ ご契約が保険期間中に失効または解除・解約された場合（中途更改を含みます）には、確定精算は行わず、普通保険約款・特約に定める方法に従い、保険料を返還・請求いたします。
- ⑦ 「保険料確定特約」をセットした保険契約を解約された場合、「保険料確定特約」をセットしなかった場合に比べて返還保険料が少ない場合があります。
- ⑧ 「保険料算出の基礎に係る根拠資料」の内容については、個別に確認させていただく場合があります。

9 保険金をお支払いできない主な場合

以下の場合には保険金をお支払いできません。なお、主なものを記載しておりますので、詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

- ① 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。
- ・ 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
 - ・ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波^(注 1)
 - ・ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動^(注 2) など
- ② 次の場合についても保険金をお支払いできません。
- ・ むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの^(注 3) など

(注 1) 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。

(注 2) テロ行為によって発生したケガに関しては、自動セットの特約により、保険金お支払いの対象となります。

(注 3) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であってもレントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

10 保険料の払込猶予期間等の取扱い

口座振替で払い込みいただく初回保険料は、保険料払込期日までに払い込みください。なお、保険料払込期日までに払い込みがない場合は、保険料払込期日の翌月末日まで払い込みの猶予があります^(注)が、猶予期間を過ぎても保険料の払い込みがない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約が解除される場合がありますのでご注意ください。

(注) 口座振替の場合、保険契約者の故意および重大な過失がなかったときは、保険料払込期日の翌々月末日まで払い込みを猶予します。

※ 学校契約団体傷害保険契約を分割払でご契約の場合、第2回目以降の分割保険料は、保険料払込期日後1週間以内に払い込みください。保険料の払い込みがないときは、保険金をお支払いできない場合やご契約が解除される場合がありますのでご注意ください。また、分割払でご契約の場合、当社が死亡保険金をお支払いすべき事故が発生したときには、未払込分の保険料を請求させていただくことがあります。

〈初回保険料の払込前^(注)に事故が発生した場合の取扱い〉

原則として、保険金のお支払いには、初回保険料の払い込みが必要となります。当社にて初回保険料の払い込みを確認させていただいた後、保険金をお支払いします。

(注) 保険料払込方法が口座振替の場合は初回保険料引落とし前、クレジットカード払の場合はクレジットカードの有効性、利用限度額内の確認および当社の承認の前をいいます。

11 解約と解約返れい金について

ご契約後、ご契約を解約される場合には、代理店・扱者または当社までお申し出ください。解約の条件によっては、当社の定める規定により保険料を返還、または未払込分の保険料等をご請求させていただくことがあります。また、返還される保険料があっても多くの場合は、払い込みいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご契約はぜひ継続することをご検討ください。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

※ PTA 団体傷害保険契約、シルバー人材センター団体傷害保険契約、老人クラブ団体傷害保険契約の場合、保険料は返還できません。

12 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合等、業務または財産の状況が変化したときには、保険金、解約返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減される場合があります。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故にかかる保険金は100%補償されます。

13 万一、事故が発生した場合のご注意

事故の発生

- (1) 事故が発生した場合には、30日以内に代理店・扱者または当社までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- (2) 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金受取人は、後記〈別表「保険金請求書類」〉のうち当社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて後記〈別表「保険金請求書類」〉以外の書類のご提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

保険金のお支払時期

当社は保険金の支払請求時に必要となる書類等に掲げる書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、当社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

保険会社等へのご相談・苦情窓口や事故時の連絡先については、P.8のⅠ. 契約概要のご説明の「保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について」、「指定紛争解決機関について」をご確認ください。

〈別表「保険金請求書類」〉

(1) 保険金請求書 (個人情報取扱いに関する同意を含みます)	(5) ケガに関する保険金をご請求する場合に必要な書類
(2) 当社の定める傷害状況報告書など ※事故日時、発生場所、原因等を申告される書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書他、(5)に掲げる書類もご提出いただく場合があります。	①保険事故の発生を示す書類 書類の例 ・ 公的機関が発行する証明書 (事故証明書など) ・ 死亡診断書または死体検案書 など
(3) 被保険者であることを確認する書類 書類の例 ・ 住民票、戸籍謄本 ・ 各種名簿 など	②保険金支払額の算出に必要な書類 書類の例 ・ 当社の定める診断書 ・ 領収書 ・ 後遺障害診断書 ・ レントゲン等の検査資料 など
(4) 保険金の請求権をもつことの確認書類 書類の例 ・ 印鑑証明書、資格証明書 ・ 戸籍謄本 ・ 委任状 ・ 未成年者用念書 ・ 事故日時や発生場所を証明する事故証明書 ＜質権が設定されている場合＞ ・ 質権者への支払確認書 ・ 保険金支払直接指図書 ・ 債務額現在高通知書 など	③その他の書類 書類の例 ・ 運転資格を証する書類（免許証など） ・ 調査同意書（当社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書） など

⚠️ その他ご注意いただきたいこと

① 代理店の権限

契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有しており、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理（ご契約内容の変更等の通知の受領を含みます）などの業務を行っております。したがって、当社代理店または社員とご契約いただき有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約いただいたものとなります。

② ご契約時にご注意いただきたいこと

保険料を払い込みいただきますと、「初回保険料口座振替特約」等の特約をセットした場合を除き、当社の定める保険料領収証が保険契約者に発行されますので、お確かめください。また、ご契約手続きから1か月を経過しても保険証券が保険契約者に届かない場合は、当社までお問い合わせください。

③ 保険金の代理請求について

被保険者の方に保険金をご請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金をご請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）がございます（被保険者の方に法定代理人がいる場合や第三者に保険金のご請求を委任している場合は、この制度をご利用いただけません）。

- 保険金等のご請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
- 当社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^{（注）}
- ② 上記①の方がいない場合や上記①の方に保険金をご請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ 上記①および②の方がいない場合や上記①および②の方に保険金をご請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者^{（注）}または上記②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせいただくようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金請求に対して当社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金請求を受けたとしても、当社は保険金をお支払いできません。

④ ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。確認内容は、上記目的以外には使いません。ご不明の点は、当社までお問い合わせください。

※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

⑤ 被保険者による保険契約の解約請求について

被保険者が保険契約者以外の方である場合において、次の①から⑥のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約を解約することを求めることができます。この場合、保険契約者は、当社に対する通知をもって、この保険契約を解約しなければなりません。詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

- ① この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 以下に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ・ 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的としてケガを発生させ、または発生させようとした場合
 - ・ 保険金を受け取るべき方が、この保険契約に基づく保険金のご請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤ 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事象を発生させた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事象により、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、当社に対する通知をもって、この保険契約を解約することができます。その際はご本人を証明していただく資料等をご提出していただきます。

※2 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。下記の商品の場合、解約請求により、その被保険者は保険期間のうち未経過であった期間について、被保険者でなくなります。

※3 行事（レクリエーション）参加者の傷害危険補償契約、施設入場者の傷害危険補償契約、交通乗用具搭乗中の傷害危険補償契約、留守家庭児童団体傷害保険契約、学校契約団体傷害保険契約、行政協力員（行政委嘱委員）団体傷害保険契約、非営利活動（NPO）団体傷害保険契約、スポーツ団体傷害保険契約、シルバー人材センター団体傷害保険契約、老人クラブ団体傷害保険契約 など

⑥ 共同保険について

当社および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合には、各引受保険会社は分担割合に応じて、連帯することなく単独別個に責任を負います。当社は、幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務または事務を行っております。

＜個人情報の取扱い＞

(1) 個人情報の利用目的について

本保険契約に関する個人情報は、適正な保険のお引受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い、保険契約に付帯されるサービスのご提供のほか、更改のご案内、保険制度の健全な運営（再保険契約に伴う諸手続きを含みます）、商品のご提案、グループ会社および提携先の商品・サービスのご提案・ご提供などに利用させていただきます。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

(2) 本保険契約に関する個人情報は、下記の①～⑦の場合に提供または共同利用することがあります。

- ① 個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部への提供が必要と判断される場合
- ② 利用目的の範囲内において、あらかじめ守秘義務契約を締結した業務委託先等に提供する場合
- ③ 商品・サービスのご提案を行うためにグループ会社と共同利用する場合
- ④ 保険契約の適正なお引受け、保険金の適切なお支払い、および不適切な保険金の請求等の発生を未然に防止するために損害保険会社等の間で共同利用する場合
- ⑤ 保険契約に関する事項について一般社団法人日本損害保険協会に登録され損害保険会社等の間で共同利用する場合
- ⑥ 保険金の適切および迅速なお支払いのために必要な範囲において保険事故の関係者（当事者、医療機関、修理業者等）に提供する場合
- ⑦ 再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、本保険契約や保険金に関する情報を再保険会社等に提供する場合

<詳しくは> 当社ホームページをご覧ください。

<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

重要事項説明書

東京海上日動火災保険株式会社

本冊子は「特殊な団体傷害保険」の重要事項説明書です。

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。

必ず最後までお読みいただき、本内容をご契約者から保険の対象となる方全員にご説明ください。

※申込書等への署名等は、重要事項説明書の受領印を兼ねています。

※ご契約によってはお選びいただけない特約・払込方法等があります。

※本冊子をご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は「特殊な団体傷害保険 普通保険約款および特約」をご参照ください。

※普通保険約款および特約の内容については、東京海上日動のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/yakkankyotsu.html）にてご参照いただけます。

【マークのご説明】

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

I. 契約締結前におけるご確認事項

1 特殊な団体傷害保険の商品の仕組み

契約概要

【基本となる補償・特約】

基本となる補償、ご契約者のお申出により任意にご契約いただける特約等は以下のとおりです。

※自動セットされる特約等も含め、ご契約の特約は申込書等でご確認ください。その他の特約は「特殊な団体傷害保険 普通保険約款および特約」をご参照ください。

●基本となる補償

「急激かつ偶然な外来の事故」によるケガを、特定の活動中や施設の管理下中等に限定して補償します。

シルバー
人材センター
団体傷害保険



【各商品の概要および保険の対象となる方】

シルバー人材センター団体傷害保険

概 要	シルバー人材センター等の提供した仕事に従事中*1*2 等における「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。 *1 仕事場所と住居との往復途上や仕事場所間の移動中を含みます。 *2 保険の対象となる方の住居で仕事に従事する場合は対象となりません。
保険の対象となる方	ご契約者であるシルバー人材センター等に登録された正会員全員

2 基本となる補償および保険金額の設定等

① 基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

保険の対象となる方が上記①の【各商品の概要および保険の対象となる方】に記載のケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

※「熱中症危険担保特約」をセットされる場合、保険の対象となる方が熱中症（日射または熱射による身体の障害）になった場合にも保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

● 保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は下表のとおりです。
詳細は、「特殊な団体傷害保険 普通保険約款および特約」をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合 ▶ 死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの等
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶ 後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の 4%～100%をお支払いします。 ※保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に入院された場合 ▶ 入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ただし、事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1 事故について 180 日を限度とします。	
手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*2 または先進医療*3 に該当する所定の手術を受けた場合 ▶ 入院保険金日額の 10 倍（入院中の手術）または 5 倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1 事故について事故の日からその日を含めて 180 日以内に受けた手術 1 回に限りです。	
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶ 通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ただし、事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1 事故について 90 日を限度とします。 ※通院しない場合であっても、医師の治療により所定の部位の骨折等によりギプス等*4 を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。	

*2 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
*3 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。
*4 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTB キャスト、PTB ブレースおよび三内式シーネをいいます。

② 保険金額の設定

各保険金額・日額は商品の種類等に応じた引受けの限度額があります。実際にご契約される保険金額・日額については、申込書等をご確認ください。

③ 保険期間および補償の開始・終了時期

商品の種類	保険期間	補償の開始・終了時期
シルバー人材センター団体傷害保険	1 年間*1	始期日の午後 4 時（申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）から満期日の午後 4 時まで

*1 中途加入の場合、保険期間は 1 年以内となります。

③ 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み

保険料は、ご契約の保険金額、適用される割増引等により異なります。実際にご契約いただく保険料については、申込書等でご確認ください。異なる契約条件（保険金額等）を選択した場合の保険料については、代理店または弊社までお問い合わせください。

② 割増引制度

以下のような割引制度等がありますので、該当するものがないか十分ご確認ください。

割引名称	該当商品	適用条件
団体割引	行事（レクリエーション）参加者の傷害危険担保契約	始期日時点での 1 日あたり被保険者数*1 が 50 名以上であり、ご契約の保険料が弊社の定める基準以上であること。
	施設入場者の傷害危険担保契約	
	交通乗用具搭乗中の傷害危険担保契約	始期日時点での交通乗用具の台数が 20 台以上であり、ご契約の保険料が弊社の定める基準以上であること。

*1 日数が 2 日以上の場合、期間中に見込まれる被保険者数の平均人数をいいます。

③ 保険料の払込方法等



主な払込方法は以下のとおりです。 ※ご契約内容により選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	一時払
金融機関での口座振替 ^{*1}	○
請求書（銀行等での振込み）	○
直接集金	○

※口座振替の場合、始期日の属する月の翌月に請求します。

※口座振替または請求書により払い込まれた保険料については、領収証の発行を省略させていただきますので、振込金受取書・通帳等、お手元の書類でご確認ください。

※直接集金の場合、保険期間の開始後であっても、保険料を領収する前に生じた事故に対しては保険金をお支払いできず、ご契約を解除する場合があります。

※1 払込期日に保険料の振替ができない場合は、翌月の振替日に再度保険料が請求されます。

※2 弊社に複数のご契約がある場合は、ご指定口座には各契約の保険料が合算されて請求されることがあります。預金残高が合算した保険料に満たない場合は、いずれのご契約についても保険料の引落しができませんのでご注意ください。

④ 保険料の払込猶予期間等の取扱い



保険料は保険証券に記載の払込期日^{*1}までに払込みください。金融機関での口座振替の場合は払込期日の翌々月末^{*2}、請求書の場合は払込期日の翌月末まで払込みの猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがないときは、保険金をお支払いできず、ご契約を解除することがあります（直接集金の場合、払込猶予はありません。）。

※1 初回保険料（一時払保険料を含みます。）の払込期日は、原則として次のとおりです。

・金融機関での口座振替による払込みの場合：始期日の属する月の翌月振替日（原則26日）

・請求書による払込みの場合：始期日の属する月の翌月末

※2 ご契約者の故意または重大な過失がない場合に限りま。

4 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ. 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務



申込書等に★や☆のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（弊社の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

他の保険契約等^{*1}を締結されている場合はその内容が告知事項となります。

※1 この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことをいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

2 クーリングオフ（クーリングオフ説明書）



特殊な団体傷害保険は保険期間が1年を超える契約はできませんので、クーリングオフの対象外です。

3 死亡保険金受取人



死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご契約をされた場合、ご契約は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、保険のご契約についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

Ⅲ. 契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務等



[通知事項]

申込書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合はお支払いする保険金が削減されることがあります。

[その他ご連絡いただきたい事項]

ご契約者の住所等を変更した場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

2 解約されるとき



ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店または弊社までご連絡いただき、書面での手続きが必要です。

- 契約内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求^{*1}することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間^{*2}に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- 満期日を待たずに解約し、新たにご契約される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

^{*1} 解約日以降に請求することがあります。

^{*2} 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約



保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4 満期を迎えるとき



[保険期間終了後、契約の更新を制限させていただく場合]

- 保険金請求状況等によっては、次回以降の契約の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

IV. その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



- 弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、弊社ホームページ
(www.tokiomarine-nichido.co.jp) をご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約者以外の方を保険の対象となる方とすることをご契約について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご契約は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社にご契約を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
 - 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%^{*1}まで補償されます。
- ^{*1} 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

4 その他契約締結に関するご注意事項



- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。

- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- 申込書等を代理店または弊社に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日ご契約手続きの経緯を確認させていただくことがあります。
- クレジットカード会社や金融機関等が契約者となり、その会員や預金者等を保険の対象となる方とする保険契約について、クレジットカードや預金口座の解約等を行った場合には、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

5 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、30日以内にご契約の代理店または弊社までご連絡ください。
 - 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・弊社の定める傷害の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
 - 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいないうちは、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者^{*1}または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明いたしますようお願い申し上げます。
- ^{*1} 法律上の配偶者に限ります。

付帯サービス



- ・ サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
- ・ サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間

いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

・法律相談	10:00 ～ 18:00
・税務相談	14:00 ～ 16:00
・社会保険に関する相談	10:00 ～ 18:00
・暮らしの情報提供	10:00 ～ 16:00

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。

また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を 24 時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください

- ・ ご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りします。
 - ・ ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者^{*1}・ご親族^{*2}の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限りします。
 - ・ 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
 - ・ 各サービスは、弊社がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ^{*1} 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- ^{*2} 6 親等以内の血族または 3 親等以内の姻族をいいます。

「特殊な団体傷害保険 普通保険約款および特約」の提供方法について、「Web 約款（弊社ホームページで閲覧いただく方法）」または「冊子での送付」をご選択ください。

MEMO

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

東京海上日動のホームページでは、契約者さま専用ページ（ご契約についての各種サービス機能）をご用意しております。左記 URL よりアクセスのうえ是非ご利用ください。
※個人のお客様に限ります。

詳しい補償内容については「特殊な団体傷害保険 普通保険約款および特約」に記載していますので、必要に応じて弊社のホームページでご参照いただくか、代理店または弊社までご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。



東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出はお客様相談センターにて承ります。



0120-650-350

受付時間：平 日 午前 9 時～午後 8 時
土・日・祝日 午前 9 時～午後 5 時（年末年始を除きます。）

お問い合わせ先

事故のご連絡・ご相談は

事故受付センター（東京海上日動安心 110 番）



0120-720-110

受付時間：24 時間 365 日

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内 1-2-1 〒100-8050

www.tokiomarine-nichido.co.jp